

## 第2 調査の結果

### 1 近畿管内の国の出先機関におけるホームページの運用状況等

#### (1) ホームページの運用状況

##### 【制度の概要】

各府省は、「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」（平成31年4月18日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「Web サイトガイドライン」という。）において、「行政組織・制度等に関する基礎的な情報、行政活動の現状等に関する情報、予算及び決算に関する情報及び評価等に関する情報については、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に Web サイト等で提供する」とこととされている（Web サイトガイドライン 2.1 行政の諸活動に関する情報。資料1）。

また、総務省が国及び地方公共団体等公的機関のウェブアクセシビリティ対応を支援するために作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年度版）」（平成28年3月改正、以下「運用ガイドライン」という。）では、各機関は、ウェブアクセシビリティに関する職員研修を実施し、「ウェブアクセシビリティ対応の必要性、対応方法等について周知」することとされている（運用ガイドライン6.2.2.職員研修。資料8）。

##### 【調査結果】

調査対象とした近畿管内の国の出先機関28機関（以下「調査対象28機関」という。）は、図表1-(1)-①のとおり、それぞれホームページを設け、所管行政に係る各種情報を提供している。

また、各機関のホームページは、当該機関の広報業務を担当する課室（以下「広報担当課」という。）の長（27機関）又は本庁の広報担当課の長（1機関：大阪出入国在留管理局）が責任者となって管理運営が行われている。

各機関のホームページの管理運営に関する規程等の策定状況や提供情報の作成等に係る業務分担等は、以下のとおりである。

#### ア ホームページの管理運営に関する規程等の策定状況

調査対象28機関におけるホームページの管理運営に関する規程等の策定状況等をみると、次のとおり、調査対象機関自ら規程等を定めているもの（11機関）、本省庁において規程等が定められているもの（17機関）がみられた（図表1-(1)-②参照）。

- ① 調査対象機関自ら規程等を定めている11機関について、各機関が定めている規程等の内容をみたと、次のとおり種別される。
  - i) 運用管理者等の役職名や担当部署名の定めがあるもの（11機関）
  - ii) ホームページの提供情報の種類・内容等の定めがあるもの（7機関）

- iii) ホームページの掲載又は削除の基準となる期間等の定めがあるもの (6 機関)
  - iv) ホームページ掲載内容の定期的な点検等の実施の定めがあるもの (2 機関)
- ② 自ら管理運営に関する規程等を定めていないが、本省庁が定めた規程等に基づき管理運営を行っている 17 機関について、当該規程等の内容をみたところ、次のとおり種別される。
- i) 運用管理者等の役職名や担当部署名の定めがあるもの (6 機関)
  - ii) ホームページの提供情報の種類・内容等の定めがあるもの (10 機関)
  - iii) ホームページの掲載又は削除の基準となる期間等の定めがあるもの (11 機関)
  - iv) ホームページ掲載内容の定期的な点検等の実施の定めがあるもの (3 機関)

## イ ホームページによる提供情報の作成・更新に係る業務分担等

調査対象 28 機関におけるホームページによる提供情報の作成・更新に係る各種業務は、次のとおり分担されている (注 1) (図表 1-(1)-③)。

(注 1) 各ページのうちヘッダ、フッタ等を除く領域 (提供情報の本体) の業務分担状況。以下①～③で、編集・承認作業が自機関内で完結している機関の中にも、ヘッダ、フッタ等各ページに共通して表示される要素については、本省庁にのみ編集権限があるとする機関がみられる。

- ① 提供情報の原稿は、全 28 機関において、当該案件を所管する担当課室 (以下「担当原課」という。) により作成されている。
- ② 提供情報の編集作業は、コンテンツ・マネジメント・システム (以下「CMS」という。(注 2)) 等のホームページ管理システム上の作業ページで、操作マニュアル等を参照して編集することにより行われている。この編集作業を担当原課が実施しているものが 16 機関、広報担当課が実施しているものが 8 機関、本省庁が実施しているものが 4 機関となっている。
- ③ 上記②の編集作業結果は、ホームページ管理システム上で承認作業 (完了確認) が行われた後、各機関のホームページに掲載されている。この承認作業を担当原課が実施しているものが 5 機関、広報担当課が実施しているものが 15 機関、担当原課と広報担当課の双方が担当しているものが 1 機関、本省庁が実施しているものが 7 機関となっている。

(注 2) CMS とは、入力フォームを用いてページの作成、更新、削除、承認などの作業を行えるよう支援するシステムの総称。テンプレート (HTML・CSS のひな形) を活用することなどにより、ホームページ全体で一貫したレイアウトやリンク表記などを行うことが可能とされている (運用ガイドラインより)。

なお、調査対象 28 機関の中には、通常の実行・更新作業とは別に、広報担当課が中心となり定期的 (年 1 回以上) かつ組織的に、ホームページの提供情報のうち不要なもの洗い出しや削除等のための点検を実施 (6 機関) している例 (平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの間) がみられるが、実施機関は 28 機関中 6 機関と半数以下と

なっていた（図表 1-(1)-④）。

#### ウ ホームページの管理運営に関する職員研修の実施状況

調査対象 28 機関におけるホームページの管理運営に関する職員研修（注 3）の実施状況をみると（平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの間）、職員研修の実績がある機関は 11 機関（研修の実施主体は、調査対象機関が 7 機関、本省庁等が 4 機関）と半数以下となっていた（図表 1-(1)-⑤）。

また、職員研修の実績がある 11 機関のうち、研修内容にウェブアクセシビリティに関する内容（注 3）を含めている機関は 8 機関にとどまっており、3 機関は含めていない。

（注 3）管理運営に関する職員研修の内容は、ホームページの掲載手順、CMS の操作方法等である。また、ウェブアクセシビリティに関する研修の内容は、ウェブアクセシビリティの必要性や確保するための方法、運用ガイドラインの説明等である。

#### (2) ホームページの利用者に関係する団体等の意見

本調査に当たり、調査対象 28 機関におけるホームページについて、その主な利用者に関係する事業者団体や障害者団体、ホームページに関する知見を有する学識経験者等から、最新化、分かりやすさ、ウェブアクセシビリティ確保、モバイル端末対応等に関する意見を聴取した。その結果、表 1-(2)のとおり、ページの画面構成等が分かりやすい等の評価する意見があった一方、古い情報が掲載され続けている、画面構成等が分かりにくい、視覚障害者が掲載されている画像の存在に気付きにくい、スマートフォン等モバイル端末で閲覧する際に見づらい等の改善を求める意見も寄せられた（意見の詳細については図表 2-(1)-⑩、2-(2)-⑩、3-(1)-②、⑫、3-(2)-⑤参照）。

表 1-(2) ホームページの利用者等の主な意見

区分	意見聴取した利用者等の属性	意見の概要
最新化	事業者団体	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の審査状況が日々更新して掲載されており、利用者にとって有り難い情報であると感じる。
最新化	事業者団体	古い情報が更新されていない箇所がある。
最新化	事業者団体	職員採用に関する説明会ページについて、開催日、申込期日が過ぎているまま掲載され続けているため、削除するか、若しくは「申込は終了しました」等の表示が必要ではないかと思う。
分かりやすさ	事業者団体	構成がシンプルで知りたい情報にすぐたどり着く。
分かりやすさ	事業者団体	アイコンや画像が多く視認性が高い。大まかな事業別に情報がまとめて掲載され情報を見付けやすい。
分かりやすさ	事業者団体	ページごとに同じ場所に「当ページに関するお問い合わせ

		わせ先」があり親切
分かりやすさ	事業者団体	「重要なお知らせ」の数が多く分かりづらく、発出日の記載や項目ごとに整理してほしい。
分かりやすさ	事業者団体	最下部のバナーが多すぎて大変見にくい。
ウェブアクセシビリティ確保	障害者団体等	画像に代替テキスト（注3）が設定されていないと、その存在が理解できない。
ウェブアクセシビリティ確保	障害者団体等	音声読み上げソフト（以下「読み上げソフト」という、注4）を用いてホームページを閲覧する際、本文へのジャンプ機能がない場合、ヘッダやフッタ、サイドメニュー等の読み上げが優先されるため、本文にたどり着くまで時間がかかる場合がある（同種の意見が他に4件）。
ウェブアクセシビリティ確保	学識経験者、障害者団体等	リンクが設定されている画像に代替テキストがないと、リンク先にどのような内容が掲載されているか理解できない（同種の意見が他に1件）。
ウェブアクセシビリティ確保	学識経験者、ホームページ制作事業者	ホームページにおいて同一の id 属性（注5）が複数設定されている場合、読み上げソフトで閲覧した際に、ページ内ジャンプや読み上げ開始位置がソフトによつて的確に特定できない可能性がある（同種の意見が他に1件）。
ウェブアクセシビリティ確保	障害者団体等、ホームページ制作事業者	行政機関、民間企業にかかわらず、ホームページ編集担当者は、取りあえず PDF で提供しておけば良いという事例が多いが、PDF は特に表や段組の閲覧において音声読み上げに適していないので、非常に困っている（同種の意見が他に1件）。
ウェブアクセシビリティ確保	学識経験者、障害者団体等	PDF を提供するのであれば、代替テキストの設定などアクセシビリティ対応をする必要がある（同種の意見が他に1件）。
モバイル端末対応	事業者団体、学識経験者	パソコンによる閲覧時の画面がスマートフォンに縮小されて表示されるため、細かくて見づらい（同種の意見が他に3件）。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 意見の聴取は令和3年7月に実施

3 視覚障害者が閲覧する際などに、ホームページ上の画像の内容を説明するテキスト。読み上げソフトが代替テキストの内容を読み上げることで、視覚障害者は画像の内容を把握することができる。

4 ウェブページの内容や利用者の操作等を、合成音声によって読み上げることができるソフトウェア。スクリーンリーダー及び音声ブラウザがある。

5 ページ内の唯一の場所を特定し、ページ内リンクやページ掲載の記事内の目次移動等を行うことを可能にするもの。

図表 1-(1)-① 調査対象機関のホームページの概要

省庁名		調査対象機関名	トップページの URL
内閣府		公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所	<a href="https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/">https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/</a>
総務省		近畿管区行政評価局	<a href="https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html">https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html</a>
		近畿総合通信局	<a href="https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/">https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/</a>
法務省		大阪矯正管区	<a href="https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00104.html">https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00104.html</a>
		近畿地方更生保護委員会	<a href="https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogok_kinki_kinki.html">https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogok_kinki_kinki.html</a>
		大阪保護観察所	<a href="https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogok_osaka_osaka.html">https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogok_osaka_osaka.html</a>
		神戸保護観察所	<a href="https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogok_kobe_kobe.html">https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogok_kobe_kobe.html</a>
		大阪法務局	<a href="https://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/">https://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/</a>
出入国 在留管 理庁	大阪出入国在留管理局	<a href="https://www.moj.go.jp/isa/about/region/osaka/index.html">https://www.moj.go.jp/isa/about/region/osaka/index.html</a>	
財務省		近畿財務局	<a href="http://kinki.mof.go.jp/">http://kinki.mof.go.jp/</a>
		大阪税関	<a href="https://www.customs.go.jp/osaka/">https://www.customs.go.jp/osaka/</a>
		神戸税関	<a href="https://www.customs.go.jp/kobe/">https://www.customs.go.jp/kobe/</a>
国税庁	大阪国税局	<a href="https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/index.htm">https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/index.htm</a>	
厚生労働省		近畿厚生局	<a href="https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html">https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html</a>
		大阪労働局	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html">https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html</a>
		兵庫労働局	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home.html</a>
農林 水産 省	林野庁	近畿中国森林管理局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/">https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/</a>
	水産庁	瀬戸内海漁業調整事務所	<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/setouti/index.html">https://www.jfa.maff.go.jp/setouti/index.html</a>
経済産業省		近畿経済産業局	<a href="https://www.kansai.meti.go.jp/">https://www.kansai.meti.go.jp/</a>
		中部近畿産業保安監督部 近畿支部	<a href="https://www.safety-kinki.meti.go.jp/">https://www.safety-kinki.meti.go.jp/</a>
国土交通省		近畿地方整備局	<a href="https://www.kkr.mlit.go.jp/">https://www.kkr.mlit.go.jp/</a>

	(港湾空港部)	<a href="http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/">http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/</a>
	近畿運輸局	<a href="https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/">https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/</a>
	神戸運輸監理部	<a href="https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/index.html">https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/index.html</a>
	大阪航空局	<a href="https://www.cab.mlit.go.jp/wcab">https://www.cab.mlit.go.jp/wcab</a>
気象庁	大阪管区気象台	<a href="https://www.data.jma.go.jp/osaka/">https://www.data.jma.go.jp/osaka/</a>
海上保安庁	第五管区海上保安本部	<a href="https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/">https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/</a>
環境省	近畿地方環境事務所	<a href="http://kinki.env.go.jp/">http://kinki.env.go.jp/</a>
防衛省	近畿中部防衛局	<a href="https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/">https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/</a>

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-② ホームページに関する管理運営に係る規程等の策定状況等

省庁名	出先機関名	①自ら定めた規程等に基づき管理運営を行っている	②自ら規程等を定めていないが、本省庁が定めた規程等に基づき管理運営を行っている	①、②の規程等の詳細							
				i) 運用管理者等の役職名や担当部署名の定めがあるもの		ii) ホームページの掲載情報の種類・内容等の定めがあるもの		iii) ホームページの掲載又は削除の基準となる期間等の定めがあるもの		iv) ホームページ掲載内容の定期的な点検等の実施の定めがあるもの	
内閣府	公正取引委員会 近畿中国四国事務所	—	☆	—	☆	—	—	—	—	—	—
総務省	近畿管区行政評価局	□	—	□	□	□	□	□	□	—	—
	近畿総合通信局	□	—	□	□	—	—	—	□	—	—
法務省	大阪矯正管区	□	—	□	□	□	□	□	□	—	—
	近畿地方更生保護委員会	—	☆	—	—	—	☆	☆	☆	☆	☆
	大阪保護観察所	—	☆	—	—	—	☆	☆	☆	☆	☆
	神戸保護観察所	—	☆	—	—	—	☆	☆	☆	☆	☆
	大阪法務局	—	☆	☆	☆	☆	—	—	—	—	—
	大阪出入国在留管理局	—	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
財務省	近畿財務局	□	—	□	—	—	—	—	—	—	—
	大阪税関	—	☆	☆	—	—	—	—	—	—	—
	神戸税関	—	☆	☆	—	—	—	—	—	—	—
	大阪国税局	—	☆	☆	—	—	☆	—	—	—	—
厚生労働省	近畿厚生局	□	—	□	□	□	□	□	□	—	—
	大阪労働局	□	—	□	—	—	—	—	—	—	—
	兵庫労働局	□	—	□	—	—	□	□	□	—	—
農林水産省	近畿中国森林管理局	□	—	□	□	□	□	□	□	□	□
	瀬戸内漁業調整事務所	—	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
経済産業省	近畿経済産業局	□	—	□	□	□	□	□	□	—	—
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	—	☆	—	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
国土交通省	近畿地方整備局	□	—	□	—	—	—	—	—	—	—
	近畿運輸局	—	☆	—	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
	神戸運輸監理部	—	☆	—	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
	大阪航空局	—	☆	—	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
	大阪管区気象台	—	☆	—	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
	第五管区海上保安本部	□	—	□	□	□	□	□	□	—	—
環境省	近畿地方環境事務所	—	☆	—	—	—	☆	☆	☆	—	—
防衛省	近畿中部防衛局	—	☆	—	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
該当する機関数		11	17	17		17		17		5	
		①、②別の内訳		① □ 11	② ☆ 6	① □ 7	② ☆ 10	① □ 6	② ☆ 11	① □ 2	② ☆ 3

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ホームページの管理運営に関して、当該機関が自ら定めた規程等に基づき管理運営を行っている場合、①に「□」を付し、i) からiv) の該当箇所に「□」を付した。

3 ホームページの管理運営に関して、当該機関で自ら規程等を定めていないが、本省庁が定めた規程等に基づき管理運営を行っている場合、①に「☆」を付し、i) からiv) の該当箇所に「☆」を付した。

図表 1-(1)-③ 調査対象機関におけるホームページ提供情報の作成・更新に係る業務分担状況（標準的な更新例）

①掲載原稿の作成	②編集作業 (注4)	③承認作業 (注4)	④該当する機関名
当該案件を所管する担当原課 (28 機関)	広報担当課 (8 機関)	広報担当課 (6 機関)	近畿総合通信局、大阪法務局、大阪税関、神戸税関、大阪労働局、近畿中部防衛局
		本省庁 (2 機関)	公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所、大阪矯正管区
	掲載原稿を作成した担当原課 (16 機関)	掲載原稿を作成した担当原課 (5 機関)	近畿管区行政評価局、兵庫労働局、近畿地方整備局 (注5)、大阪航空局、大阪管区气象台
		広報担当課 (9 機関)	近畿財務局、近畿中国森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿運輸局、神戸運輸監理部、第五管区海上保安本部、近畿地方環境事務所
		担当原課及び広報担当課 (1 機関)	近畿厚生局 (注6)
		本省庁 (1 機関)	大阪出入国在留管理局
	本省庁 (4 機関)	本省庁 (4 機関)	近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、神戸保護観察所、大阪国税局

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 括弧内は、機関数を表す。  
 3 本図表は、各ページのうちヘッダ、フッタ等を除く領域（提供情報の本体）の業務分担状況を記載した。なお、本図表で編集・承認作業が自機関内で完結している機関の中に、ヘッダ、フッタ等各ページに共通して表示される要素については、本省庁にのみ編集権限があるとする機関がみられる。  
 4 「②編集作業」及び「③承認作業」は、コンテンツ・マネジメント・システム (CMS) 等のホームページ管理システム上で行う作業内容を示す。  
 5 近畿地方整備局のうち港湾空港部を除いた取扱い。なお、同局港湾空港部のホームページは、同部広報担当課が編集作業等を実施している。  
 6 近畿厚生局における「③承認作業」の最終承認権者は、掲載原稿を作成した担当原課の部門長（部長等）



図表 1-(1)-④ 調査対象機関におけるホームページに関する定期的かつ組織的な点検の実施状況

機関名	実施実績 (注2)	実施内容
公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所	無	—
近畿管区行政評価局	無	—
近畿総合通信局	有	<p>当局では、広報マニュアルにおいて、「ホームページに掲載したコンテンツは、その内容を所掌する担当課が責任をもって管理」し、「掲載したコンテンツは、定期的に点検するなどして、最新の情報であるか、リンク切れでないか等を確認」することを定めている。一方、令和3年7月にホームページリニューアルを行う予定だったことから、令和2年度から3年度にかけて、広報担当課において、ホームページ掲載内容の確認・点検を一元的に実施した。</p> <p>このほか、複数課にまたがる統計情報については、年1回広報担当課から関係課室へ連絡し、点検及び更新の実施を依頼している。</p>
大阪矯正管区	無	—
近畿地方更生保護委員会	無	—
大阪保護観察所	無	—
神戸保護観察所	無	—
大阪法務局	無	—
大阪出入国在留管理局	無	—
近畿財務局	無	—
大阪税関	無	—
神戸税関	無	—
大阪国税局	無	—
近畿厚生局	有	<p>年1回程度、局内の課室を参集させて開催する「広報委員会 企画・作業部会」において、広報担当課から担当原課に対し、ホームページ掲載内容の点検実施を指示し、点検結果の報告を依頼している。</p>
大阪労働局	有	<p>年1回以上、業務の閑散期に閲覧回数が多いページを中心に、最新の内容となっているか広報担当課において点検を実施している。</p> <p>また、広報担当課において、年1回以上、ホームページ管理システム(CMS)の機能を活用して、公開年月日の古いページをリストアップし、これらのページの掲載内容に古い情報がないか点検作業を実施している。</p>
兵庫労働局	有	<p>年1、2回の頻度で、広報担当課が、ホームページ全体の点検を実施し、掲載期限を過ぎている情報の削除作業を実施、又は担当原課に対して削除を依頼している。</p>
近畿中国森林管理局	有	<p>年1回、広報担当課から担当原課に対し、ホームページ掲載情報が最新の状態になっているか点検を依頼するとともに、広報担当課(総務課)においてもホームページ掲載情報を点検している。</p>
瀬戸内海漁業調整事務所	無	—
近畿経済産業局	無	—
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	無	—
近畿地方整備局	無	—
近畿運輸局	無	—

神戸運輸監理部	有	広報体制の強化を目的に令和2年度に「情報発信プロジェクトチーム」（本庁舎の各部から課長クラス、課長補佐、係長、係員等の8名で構成）を設置し、同プロジェクトチームのミーティングを年2回程度開催。同チームのメンバーが、随時、ホームページ全体を目視で点検し、誤字やリンク切れなどの不具合を確認している。
大阪航空局	無	—
大阪管区气象台	無	—
第五管区海上保安本部	無	—
近畿地方環境事務所	無	—
近畿中部防衛局	無	—

(注) 1 当局の調査結果による。

- 2 「実施実績」は、通常の作成・更新作業とは別に、広報担当課が中心となり定期的（年1回以上）かつ組織的に、ホームページの提供情報のうち不要なものの洗い出しや削除等のための点検を実施している場合、「有」とした。また、平成31年4月1日から令和3年7月15日までの実績の有無を示す。

図表 1-(1)-⑤ 調査対象機関におけるホームページの管理運営に関する職員研修の実施状況

機関名	実施実績 (注2、3)	実施主体	対象者	実施方法	直近の実績 (注4)
公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所	無	—	—	—	—
近畿管区行政評価局	有・ア	自機関	管内職員	講義形式	令和2年9月
近畿総合通信局	有・ア	本省庁等	企画広報室広報情報係係長、係員	講義形式	令和2年1月
大阪矯正管区	無	—	—	—	—
近畿地方更生保護委員会	無	—	—	—	—
大阪保護観察所	無	—	—	—	—
神戸保護観察所	無	—	—	—	—
大阪法務局	無	—	—	—	—
大阪出入国在留管理局	有・ア	本省庁等	総務課、会計課職員	動画配布	令和3年3月
近畿財務局	有・ア	本省庁等 (注5)	ホームページ事務担当職員及び掲載担当職員	講義形式	令和3年2月、3月
大阪税関	無	—	—	—	—
神戸税関	無	—	—	—	—
大阪国税局	無	—	—	—	—
近畿厚生局	有	自機関	各課ホームページ作成担当職員	講義形式	令和2年2月
大阪労働局	無	—	—	—	—
兵庫労働局	無	—	—	—	—
近畿中国森林管理局	有・ア	自機関	森林管理署職員	講義形式	令和3年6月
瀬戸内海漁業調整事務所	無	—	—	—	—
近畿経済産業局	有・ア	自機関	各課室の課室長補佐、係長、係員	講義形式	令和元年11月
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	有・ア	自機関	ホームページ管理運営、コンテンツ制作担当職員	イントラネット上の教材	随時
近畿地方整備局	有	自機関	各部広報担当職員等 (港湾空港部を除く(注6))	講義形式	令和3年4月
近畿運輸局	無	—	—	—	—
神戸運輸監理部	無	—	—	—	—
大阪航空局	有	自機関	ホームページ記事更新担当者	講義形式	令和2年12月
大阪管区气象台	無	—	—	—	—
第五管区海上保安本部	無	—	—	—	—
近畿地方環境事務所	有・ア	本省庁等	各課担当職員、公開管理者	講義形式	令和3年6月
近畿中部防衛局	無	—	—	—	—

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「実施実績」は、平成31年4月1日から令和3年7月15日までの実績の有無

3 「実施実績」欄の「有・ア」は、職員研修の実績があり、かつウェブアクセシビリティに関する内容を含む機関、「有」は、職員研修の実績はあるがウェブアクセシビリティに関する内容が含まれていない機関、「無」は職員研修の実績がない機関を示す。

4 令和3年7月15日時点の直近の実施時期

5 関東財務局が実施主体の全国の財務局のホームページ事務担当職員等を対象とする研修

6 近畿地方整備局港湾空港部は、同局研修の対象外